

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 三恵印刷株式会社

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

# 大分県報

令和八年  
第六七一号  
一月十三日

（火曜日）

目 次

告 示

青少年に有害な興行の指定  
土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）  
地籍調査の成果の認証  
指定予定保安林  
土地収用法による収用又は使用の手続の開始  
道路の供用開始

○告 示

大分県告示第六号  
次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和八年一月十三日

大分県知事 佐藤樹一郎

指定年月日  
種類  
題名  
制作社名  
又は配給社名

指定理由

令七・二・一七  
映画

ハーレム銀河 お乳の虜

新東宝映画  
オーピー映画  
著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。

告 示

土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）  
地籍調査の成果の認証  
指定予定保安林  
土地収用法による収用又は使用の手続の開始  
道路の供用開始

大分県告示第七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営水田畠地化推進基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次とのとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和八年一月十三日

大分県知事 佐藤樹一郎

地 区 名

縦 覧 期 間

縦 覧 場 所

宇田枝地区津留工区

令八・一・一三から  
令八・二・二まで

豊後大野市役所

大分県告示第八号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次とのとおり地籍調査の成果を認証した。

令和八年一月十三日

大分県知事 佐藤樹一郎

成果の名称

大分県知事 佐藤樹一郎

調査を行つた者  
た者の名称

調査を行つた期間

大分市大字白木の

調査を行つた地域

認証年月日

|               |        |        |              |
|---------------|--------|--------|--------------|
| ク             | ク      | ク      | 小説家の情事 不貞の快楽 |
| ク             | ク      | ク      | 特濃三姉妹 みだれ別荘  |
| 色慾怪談 ヌルっと入ります | オーピー映画 | オーピー映画 | 新東宝映画        |

令和八年一月十三日

大分県報（告示）

一

収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和八年一月十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一郎

中津市耶馬渓町大字福土字風呂ノ本八〇二番  
一地先まで

一起業者の名称  
国土交通大臣

事業の種類

一般国道十号改築工事（高江拡幅）並びにこれに伴う市道及び公共下水道付替工事

手続が開始される土地

イ 収用の手続が開始される土地

大分市大字鴛野字会田、字登立及び字笛越、大字旦野原字山ノ口、字連田及び字サ、コエ並びに大字中判田字野畑、字下ノ迫、字穴井ヶ迫、字小中田、字西ノ園、字一丁田、字川田、字川筋、字溝越、字ソウケ田、字川原田、字釜木、字村下、字釜木下、字川田、字深ヶ及び字丸田地内

ロ 使用の手続が開始される土地

大分市大字鴛野字登立及び字笛越、大字旦野原字山ノ口、字連田及び字サ、コエ並びに大字中判田字野畑、字下ノ迫、字穴井ヶ迫、字小中田、字西ノ園、字一丁田、字川筋、字溝越、字ソウケ田、字川原田、字釜木、字村下及び字釜木下地内

四 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

大分市荷揚町二番三十一号

大分市役所土木建築部土木管理課

### 大分県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和八年一月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年一月十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一郎

道路の種類及び路線名

中津市耶馬渓町大字福土字風呂ノ本八〇二番  
一地先から

供用開始区间

令八・一・一三

供用開始年月日